

(3)用排水施設の整備・保全対策及び施設の維持管理

水利係(一覧に戻る)

補助事業名	水利施設等保全高度化事業(水利施設整備事業(基幹水利施設整備型))			
農山漁村 交付金事業名	水利施設等整備事業(基幹水利施設整備型)			
事業主体	県		営	
事業内容	農業用排水施設の新設、廃止又は変更。 (ダム、頭首工、用排水路、水管理改良施設等)			
要件	<p>1. 受益面積が概ね 200ha 以上、かつ末端支配面積が概ね 100ha 以上 ただし、国営附帯にあつては、末端支配面積が概ね 100ha 以上のものの受益面積の合計が概ね 200ha 以上</p> <p>2. 畑を受益とする場合 受益面積が概ね 100ha 以上、かつ末端支配面積が概ね 20ha 以上 (上記 1. 2 のうち国営土地改良事業及び都道府県営土地改良事業により造成された農業水利施設の変更であつて、既存施設を有効活用すると認められ、施設機能の向上を主な目的としないものは除く)</p> <p>3. 既存の基幹的農業水利施設の改修を実施する場合には、当該施設の機能保全計画が策定されていること</p>			
実施要綱	水利施設等保全高度化事業実施要綱 農山漁村地域整備交付金実施要綱			
実施要領	水利施設等保全高度化事業実施要領 別紙1 農山漁村地域整備交付金実施要領 別紙2			
交付要綱	土地改良事業関係補助金交付要綱 農山漁村地域整備交付金交付要綱			
補助率 交付率	区分	国	県	その他
	内地	50	25	25
	離島	50	未	未
適用	水利施設等保全高度化事業により実施する場合は、「保全高度化整備計画」を作成			

補助事業名	水利施設等保全高度化事業(水利施設整備事業(排水対策特別型))			
農山漁村 交付金事業名	水利施設等整備事業(排水対策特別型)			
事業主体	県 営			
事業内容	<p>(1) 麦・大豆・飼料作物等の転作作物を取り入れた収益性の高い水田営農の確立を図るために必要な排水機場、排水樋門、排水路等の更新または整備</p> <p>(2) 用水路等の更新または整備及び区画整理、客土、暗渠排水事業であって(1)と一体不可分な範囲で施行することを相当とする次のものと併せて一体的に実施するもの。</p> <p>ア 排水施設と一体としての機能を有するもの</p> <p>イ 排水施設の整備と併せ行うことにより相互の事業効率を高めることとなるもの</p> <p>ウ 排水施設の受益面積及び事業費に比して小規模なもの</p>			
要件	<p>事業の実施に当たっては、次に定める要件を満たすものとする。</p> <p>(1) 受益地が原則として次のいずれかに該当するものであって、かつ、(ア)または(イ)に該当する水田面積が、受益地内の概ね50%以上であること。</p> <p>(ア) 降雨時において、排水機、排水樋門、排水路等の排水施設の能力が十分でないために湛水を来す水田</p> <p>(イ) 常時地下水位が高い水田</p> <p>(ウ) (ア)または(イ)の水田と一体的に整備することが必要な水田</p> <p>(2) 受益面積が概ね20ha以上(離島にあつては概ね10ha以上)であり、かつ、末端支配面積が概ね5ha以上であること。</p>			
実施要綱	水利施設等保全高度化事業実施要綱 農山漁村地域整備交付金実施要綱			
実施要領	水利施設等保全高度化事業実施要領 別紙1 農山漁村地域整備交付金実施要領 別紙2			
交付要綱	土地改良事業関係補助金交付要綱 農山漁村地域整備交付金交付要綱			
補助率 交付率	区分	国	県	その他
	内地	50	25	25
	離島	50	27.5	22.5
適用	「水田の利活用計画」を策定 水利施設等保全高度化事業により実施する場合は、「保全高度化整備計画」を作成			

補助事業名	水利施設等保全高度化事業(水利施設整備事業(基幹水利施設保全型))																									
農山漁村 交付金事業名	水利施設等整備事業(基幹水利施設保全型)																									
事業主体	県 営 ・ 団 体 営																									
事業内容	<p>国営造成施設及び県営造成施設について、県が実施方針を策定し施設の機能診断、機能保全計画の作成、計画に基づく対策工事を一貫して実施する事業(実施方針は策定年度から5年間とし、毎年事業の進捗や調査の結果に応じて見直しを行う)</p> <p>(1) 国営造成施設及び県営造成施設について、機能診断を行い、機能保全計画を策定</p> <p>(2) 国営造成施設及び県営造成施設について、機能保全計画に基づいて対策工事を実施</p> <p>(3) 国営造成施設及び県営造成施設について、不測の事態に対する機能回復を行う緊急補修工事を実施</p> <p>※事業実施主体 上記(1)(3)は都道府県、(2)については都道府県又は市町村</p>																									
要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国営土地改良事業、県営土地改良事業により造成された農業水利施設であること ・ 機能保全計画の策定及び緊急補修工事をを行うとする都道府県営造成施設は、実施方針に位置づけられていること ・ 既存施設を有効活用すると認められる場合であって、施設機能の向上を主な目的としないこと ・ 対策工事をを行う場合は、機能保全計画が策定されていること ・ 法事業として行う場合は、末端支配面積が100ha(畑は20ha)以上であること <p>【他の事業との関係】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">機能診断・対策</td> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">ストックマネジメント</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">ソフト</td> <td style="text-align: center;">国営造成施設</td> <td style="text-align: center;">県営造成施設</td> <td style="text-align: center;">団体営造成施設</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ハード</td> <td style="text-align: center;">機能診断</td> <td style="text-align: center;">【県営】</td> <td style="text-align: center;">【団体営】</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">予防保全</td> <td style="text-align: center;">国営かんがい排水事業 (国営施設機能保全事業)</td> <td style="text-align: center;">【県営】</td> <td style="text-align: center;">【団体営】</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">部分更新</td> <td style="text-align: center;">(国営施設応急対策事業) (国)</td> <td style="text-align: center;">【県営】</td> <td style="text-align: center;">【団体営】</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">事後保全</td> <td style="text-align: center;">(国)</td> <td style="text-align: center;">【県営】</td> <td style="text-align: center;">【団体営】</td> </tr> </table>				機能診断・対策	ストックマネジメント	ソフト	国営造成施設	県営造成施設	団体営造成施設	ハード	機能診断	【県営】	【団体営】	予防保全	国営かんがい排水事業 (国営施設機能保全事業)	【県営】	【団体営】	部分更新	(国営施設応急対策事業) (国)	【県営】	【団体営】	事後保全	(国)	【県営】	【団体営】
機能診断・対策	ストックマネジメント	ソフト	国営造成施設	県営造成施設			団体営造成施設																			
		ハード	機能診断	【県営】			【団体営】																			
		予防保全	国営かんがい排水事業 (国営施設機能保全事業)	【県営】			【団体営】																			
		部分更新	(国営施設応急対策事業) (国)	【県営】	【団体営】																					
事後保全	(国)	【県営】	【団体営】																							
実施要綱	水利施設等保全高度化事業実施要綱、農山漁村地域整備交付金実施要綱																									
実施要領	水利施設等保全高度化事業実施要領 別紙1、農山漁村地域整備交付金実施要領 別紙2																									
交付要綱	土地改良事業関係補助金交付要綱、農山漁村地域整備交付金交付要綱																									
補助率	区分	国	県	その他																						
交付率	県営	50	29	21																						
	団体営	50	未	未																						
適用	<p>事業実施にあたっては、「保全整備事業計画書」を作成(法律補助として事業内容の(2)を実施する場合は「事業計画の概要」を作成)</p> <p>水利施設等保全高度化事業により実施する場合は「保全高度化整備計画」を作成</p>																									

農山漁村 交付金事業名	水利施設等整備事業(地域農業水利施設保全身)																					
事業主体	団 体 営																					
事業内容	<p>団体営事業等で造成された施設について、県が策定する実施方針に基づき、市町村等が施設の機能診断、機能保全計画の作成、計画に基づく対策工事を一貫して実施する事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 団体営造成施設等に関する機能保全計画の作成(機能保全計画作成に必要な当該施設の機能診断を含む) 2. 団体営造成施設等に係わる機能保全計画に基づく対策工事の実施 3. 団体営造成施設等において発生した不測の事態に対する緊急工事の実施 4. 2の事業に係る実施計画の策定 <p>※事業実施主体は市町村又は当該施設の管理者</p>																					
要件	<p>(1) 1. の事業を実施するときは、末端支配面積が100ha以上であって、施設状況を鑑み、予防的な対策が有効と見込まれるもの</p> <p>(2) 2. の事業を実施するときは、施設機能の向上を主な目的とせず、受益面積が100ha以上(1. の事業を実施しておらず、機能保全計画を作成した場合にあつては、10ha以上)</p> <p>(3) 3. の事業を実施するときは、施設の劣化に起因すると想定される場合で、且つ施設機能の向上を主な目的としないこと</p> <p>※都道府県が作成する実施方針の対象としていない都道府県営造成施設及び団体営造成施設(地域農業水利施設の機能保全に関する実施方針)が対象となる</p> <p>(4) 4. の実施については、策定期間を1年以内とする</p> <p>【他の事業との関係】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">機能診断・対策</td> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">ソフト ストックマネジメント</td> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">ハード</td> <td style="text-align: center;">機能診断</td> <td style="text-align: center;">国営造成施設</td> <td style="text-align: center;">県営造成施設</td> <td style="text-align: center;">団体営造成施設</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">予防保全</td> <td style="text-align: center;">国営造成施設</td> <td style="text-align: center;">県営造成施設</td> <td style="text-align: center;">団体営造成施設</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">部分更新</td> <td style="text-align: center;">国営造成施設</td> <td style="text-align: center;">県営造成施設</td> <td style="text-align: center;">団体営造成施設</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">事後保全</td> <td style="text-align: center;">国営造成施設</td> <td style="text-align: center;">県営造成施設</td> <td style="text-align: center;">団体営造成施設</td> </tr> </table>			機能診断・対策	ソフト ストックマネジメント	ハード	機能診断	国営造成施設	県営造成施設	団体営造成施設	予防保全	国営造成施設	県営造成施設	団体営造成施設	部分更新	国営造成施設	県営造成施設	団体営造成施設	事後保全	国営造成施設	県営造成施設	団体営造成施設
機能診断・対策	ソフト ストックマネジメント	ハード	機能診断				国営造成施設	県営造成施設	団体営造成施設													
			予防保全				国営造成施設	県営造成施設	団体営造成施設													
			部分更新				国営造成施設	県営造成施設	団体営造成施設													
			事後保全	国営造成施設	県営造成施設	団体営造成施設																
実施要綱	農山漁村地域整備交付金実施要綱																					
実施要領	農山漁村地域整備交付金実施要領 別紙2																					
交付要綱	農山漁村地域整備交付金交付要綱																					
補助率	区分	国	県	その他																		
交付率		50(55)	未定	未定																		
	()内の率は5法(離島、山振、半島、過疎、特農)指定地域、豪雪地帯特別措置法で指定された特別豪雪地帯、急傾斜畑地帯に適用																					
適用	事業内容の1～3の事業を予算補助として実施する場合は、「地域農業水利施設保全整備事業計画書」を作成 事業内容の4の事業を実施する場合は、「農業農村基盤整備実施計画地区概要表」を作成																					

補助事業名	水利施設等保全高度化事業(水利施設整備事業(農業用水再編対策型))			
農山漁村 交付金事業名	水利施設等整備事業(農業用水再編対策型)			
事業主体	県 営			
事業内容	用排水施設整備事業を実施するものであって、水需要がひっ迫している地域において、水田用水を都市用水及び水田以外の他種農業用水等へ転用するため必要なかんがい施設の新設、廃止又は変更を行うもの			
要件	<p>(1) 受益面積がおおむね200ha以上であって、かつ、末端支配面積が5ha以上のものであること。ただし、管水路にあっては、末端支配面積の制限を設けないものとする。</p> <p>(2) 実施地域内に100ha以上の農用地区域が含まれること。</p> <p>(3) 再編水量が毎秒0.5m³以上または再編水量の比率が10%以上</p> <p>(4) 農業用水再編対策協議会を設置し、水利用等についての利害関係者間の権利調整について協議すること。</p>			
実施要綱	水利施設等保全高度化事業実施要綱 農山漁村地域整備交付金実施要綱			
実施要領	水利施設等保全高度化事業実施要領 別紙1 農山漁村地域整備交付金実施要領 別紙2			
交付要綱	土地改良事業関係補助金交付要綱 農山漁村地域整備交付金交付要綱			
補助率	区分	国	県	その他
交付率	県営	50	未	未
適用	再編計画を策定 水利施設等保全高度化事業により実施する場合は、「保全高度化整備計画」を作成			

補助事業名	水利施設等保全高度化事業(水利施設整備事業(地域用水機能増進型))			
農山漁村 交付金事業名	水利施設等整備事業(地域用水機能増進型)			
事業主体	県 営			
事業内容	用排水施設整備と併せて地域用水機能の増進に資する以下の整備を行う事業 1. 生活用水機能を有する施設 2. 防火用水機能を有する施設 3. 景観保全機能を有する施設 4. 消流雪用水機能を有する施設			
要件	1. 受益面積が概ね200ha以上、かつ末端支配面積が概ね5ha以上のものであること。 2. 当該地区内の末端支配面積5ha以上のすべての農業用排水路延長に対する地域用水機能を発揮している農業用排水路の延長の割合が原則として10%以上であること。 3. 現況の地域用水機能指標に対する計画の地域用水機能指標の増進割合が概ね5%以上 4. 土地改良区又は市町村に「地域用水対策協議会」が設置されていること。 5. 地域用水環境整備計画を策定すること。			
実施要綱	水利施設等保全高度化事業実施要綱 農山漁村地域整備交付金実施要綱			
実施要領	水利施設等保全高度化事業実施要領 別紙1 農山漁村地域整備交付金実施要領 別紙2			
交付要綱	土地改良事業関係補助金交付要綱 農山漁村地域整備交付金交付要綱			
補助率	区分	国	県	その他
交付率	県営	50	25	25
適用	地域用水環境整備計画を作成 水利施設等保全高度化事業により実施する場合は、「保全高度化整備計画」を作成			

補助事業名	水利施設等保全高度化事業(水利施設整備事業(水利施設集約再編型))			
事業主体	県		営	
事業内容	<p>国営造成施設又は都道府県営造成施設の老朽化等による機能低下がみられる地区において、国営造成施設、都道府県営造成施設またはこれらと一体的に行う団体営事業により造成された農業用排水施設の集約・再編を伴う整備を行い、農業水利ストックの適正化に資するもの</p>			
要件	<p>1. 受益面積がおおむね 100ha(田以外の農用地を受益地とするものにおいては概ね 20ha)以上であること。</p> <p>2. 機能保全計画等において、老朽化等による機能低下がみられる施設であり、補修又は更新を要するもの。</p> <p>3. 農業用排水施設の新設、廃止又は変更に当たって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(ア) 2以上の施設を対象とし、かつ、これらの施設が有する機能を1以上の施設に集約するもの(施設の新設又は機能向上を伴う場合を含む)。</p> <p>(イ) 営農計画の変更に伴い、対象施設の規模を縮小するもの。</p>			
実施要綱	水利施設等保全高度化事業実施要綱			
実施要領	水利施設等保全高度化事業実施要領 別紙1			
交付要綱	土地改良事業関係補助金交付要綱			
補助率	区分	国	県	その他
交付率	県営	50	29	21
適用	<p>「集約再編計画の概要」「事業計画の概要」を作成</p> <p>保全高度化整備計画を作成</p>			

補助事業名	水利施設等保全高度化事業(水利施設整備事業(低炭素農業水利システム構築型))			
事業主体	県 営 ・ 団 体 営			
事業内容	<p>農業水利施設等の省エネルギー化や再生可能エネルギー利用を図るものであって、下記の事業を実施するもの。</p> <p>(1) 高効率設備の導入や既存施設の統廃合等による省エネルギー化、小水力等の再生可能エネルギー利用のための整備</p> <p>(2) 用排水施設整備事業を実施するものであって、(1)の事業と一体的に実施するもの</p> <p>(3) (1)の事業及び農業水利施設省エネルギー化支援事業を一体的に実施するもの</p> <p>(4) 国営かんがい排水事業(低炭素農業水利システム構築事業)と併せて、農業水利施設省エネルギー化支援事業を一体的に実施するもの</p>			
要件	1. 低炭素排出土地改良施設整備計画を策定していること			
実施要綱	水利施設等保全高度化事業実施要綱			
実施要領	水利施設等保全高度化事業実施要領 別紙1			
交付要綱	土地改良事業関係補助金交付要綱			
補助率	区分	国	県	その他
交付率		50	未	未
適用	<ul style="list-style-type: none"> ・保全高度化整備計画を作成すること ・低炭素排出土地改良施設整備計画を作成すること ・また、長寿命化対策と併せて行う場合は、機能保全計画の概要を作成すること ・農業水利施設省エネルギー化支援事業を行うときは、省エネルギー化対策実施計画を作成すること(この場合、低炭素排出土地改良施設整備計画に代えることができる) ・農業水利施設省エネルギー化支援事業の採択期間は、令和5年度から令和7年度まで(ただし、採択期間中に当該事業の実施に向けた調査等に着手した場合には、令和8年度以降であっても採択可能) 			

補助事業名	水利施設等保全高度化事業(水利施設整備事業(洪水調整機能強化型))			
事業主体	県 営 ・ 団 体 営			
事業内容	<p>(Ⅰ)洪水対策型</p> <p>「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」に基づく治水協定の締結が完了または当該年度中に締結される見込みがある水系に存在する農業用ダム及び治水協定ダム等と連動した操作が必要不可欠な施設における洪水調節機能の強化に資する対策事業を実施するもの</p> <p>下記の事業種類のうち1つ以上実施することが出来る</p> <p>1. 農業生産基盤整備事業</p> <p>(1) 農業用排水施設整備事業、(2) 堆砂対策事業、(3) 緊急水管理システム整備事業</p> <p>(Ⅱ)流域治水推進型</p> <p>用排水施設整備を実施するものであって、水田貯留機能の向上に向けた取組を行う地域において、老朽化した用排水機場、用排水路、調整池等の農業水利施設の一体的な整備を行い、流域治水の取組の推進に資するもの</p> <p>※事業実施主体</p> <p>上記(Ⅰ)については都道府県又は市町村、(Ⅱ)は都道府県</p>			
要件	<p>(Ⅰ)洪水対策型</p> <p>1. 治水協定の締結が完了している又は当該年度中に締結される見込みがある水系であること</p> <p>2. 治水協定ダムの洪水調節に利用可能な容量を増大させること又は事前放流等の円滑な実施に必要な施設整備であること</p> <p>3. 緊急水管理システム整備事業の実施に際しては、河川管理者にデータを提供するための機器の整備に限ることとし、その対象は、治水協定により新たに整備を要するダムであること</p> <p>4. 県営「法律補助」事業として実施する場合、地域の農業用排水施設の体系において重要な機能を担う施設であって、末端支配面積が概ね 100ha 以上のもの(田以外の農用地を受益地とするものについては、末端支配面積が概ね 20ha 以上のもの)であること</p> <p>(Ⅱ)流域治水推進型</p> <p>1. 受益面積が概ね 200ha (田以外の農用地を受益地とするものは概ね 100ha)以上であること</p> <p>2. 受益面積の5割以上で水田貯留機能の向上に向けた取組が実施又は実施見込みであること</p> <p>3. 以下のいずれかを満たす地域で実施すること</p> <p>(ア) 流域治水プロジェクトが策定若しくは改定された水系又は事業実施年度中に策定若しくは改定される見込みの水系で実施するもの</p> <p>(イ) 治水協定の締結が完了している水系又は事業実施年度中に締結される見込みの水系で実施するもの</p> <p>(ウ) 地方公共団体が策定若しくは締結する防災に係る計画若しくは協定に位置付けられたもの又は事業実施年度中に位置付けられる見込みのもの</p>			
実施要綱	水利施設等保全高度化事業実施要綱			
実施要領	水利施設等保全高度化事業実施要領 別紙1			
交付要綱	土地改良事業関係補助金交付要綱			
補助率	区分	国	県	その他
交付率		50	未	未
適用	<p>保全高度化整備計画を作成</p> <p>(Ⅰ)で実施する場合:洪水調整機能強化計画を作成</p> <p>(Ⅱ)で実施する場合:流域治水推進整備計画を作成</p>			

補助事業名	水利施設等保全高度化事業(水利施設整備事業(農地集積促進型))																																								
事業主体	県 営 ・ 団 体 営																																								
事業内容	<p>農地集積・集約化に資するパイプライン化やICT化等による水管理の省力化</p> <p>1. 農業用排水施設整備事業 農業用排水施設の新設、廃止及び変更</p> <p>2. 1. と併せて一体的に実施する以下の事業 (1) 暗渠排水事業 (2) 客土事業 (3) 区画整理事業</p> <p>3. 農業経営高度化支援事業 ※1. の事業と併せて一体的に実施するもの (1) 高度土地利用調整事業 ア) 指導事業 イ) 調査・調整事業 (2) 農業経営高度化促進事業 中心経営体農地集積促進事業 (3) 耕地利用高度化推進事業</p> <p>※事業実施主体は都道府県、ただし、3. (1)のイ、(2)、(3)については市町村等で実施可能</p>																																								
要件	<p>1. 受益面積の合計が概ね20ha(中山間地域等)にあつては10ha)以上であること。</p> <p>2. 又は2. の事業の完了時において、担い手農地利用集積率(受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合)が、事業開始時に比べ以下のとおり増加することが確実であること。</p> <p>①現況40%未満 → 50%以上へ ②現況40%以上～50%未満 → 10パーセントポイント以上引き上げ ③現況50%以上～55%未満 → 60%以上へ ④現況55%以上～90%未満 → 5パーセントポイント以上引き上げ ⑤現況90%以上～95%未満 → 95%以上へ ⑥現況95%以上 → 同等かそれ以上</p> <p>3. 中心経営体農地集積促進事業を実施する場合は、集積地域整備計画に定める目標年度において中心経営体集積率が55%以上となること。</p>																																								
実施要綱	水利施設等保全高度化事業実施要綱																																								
実施要領	水利施設等保全高度化事業実施要領 別紙1																																								
交付要綱	土地改良事業関係補助金交付要綱																																								
補助率	区分																																								
交付率	1. 農業用排水施設整備事業		国	県	その他																																				
	2. 暗渠排水事業、客土事業、区画整理事業(1. と併せて一体的に実施)		50(55)	27.5	22.5(17.5)																																				
	3. 農業経営高度化支援事業	(1)高度土地利用調整事業	ア) 指導事業	50(55)	50(45)	0																																			
			イ) 調査・調整事業	50(55)	0	50(45)																																			
		(2)農業経営高度化促進事業 中心経営体農地集積促進事業		50(55)	50(45)	0																																			
(3)耕地利用高度化推進事業		50(55)	27.5	22.5(17.5)																																					
()内の率は5法(離島、山振、半島、過疎、特農)指定地域、豪雪地帯特別措置法で指定された特別豪雪地帯、急傾斜地帯に適用																																									
適用	<p>事業実施にあつては、「保全高度化整備計画」及び「集積地域整備計画」を作成 農業経営高度化支援事業を行うときは「農地集積促進計画」を作成</p> <p>高度土地利用調整事業の指導事業の助成は農業水利施設整備事業等の開始年度から整備計画に定める目標年度までにおいて行う。 高度土地利用調整事業の調査・調整事業の助成は農業水利施設整備事業等の開始年度から整備計画に定める目標年度まで行う。 また、助成の限度額は、当該事業の受益面積ごとに区分する次に掲げる基準額に調整事業の実施年数を乗じて得た額とする。 (1)60ha 未満:1,500千円 (2)60ha 以上200ha 未満:2,000千円 (3)200ha 以上:4,000千円</p> <p>中心経営体農地集積促進事業の助成は、農業水利施設整備事業等にあつては、開始年度から整備計画に定める目標年度までにおいて、 国営水利システム再編事業(農地集積促進型)にあつては、開始年度から農業経営高度化計画に定める目標年度までにおいて行う。 中心経営体農地集積促進事業の助成の限度額は農業水利施設整備事業の事業費又は国営水利事業の対象事業費に以下の助成割合を乗じて得た額</p> <table border="0"> <tr> <td colspan="3">(1)農業水利施設整備事業等と一体的に実施する場合</td> <td colspan="3">(2)国営水利事業と一体的に実施する場合</td> </tr> <tr> <td>中心経営体集積率</td> <td>助成割合</td> <td>集約化加算※</td> <td>中心経営体集積率</td> <td>助成割合</td> <td>集約化加算※</td> </tr> <tr> <td>55%以上 65%未満</td> <td>5.5%</td> <td>+1.0%(計6.5%)</td> <td>55%以上 65%未満</td> <td>5.5%</td> <td>+1.0%(計6.5%)</td> </tr> <tr> <td>65%以上 75%未満</td> <td>6.5%</td> <td>+2.0%(計8.5%)</td> <td>65%以上 75%未満</td> <td>6.5%</td> <td>+1.3%(計7.8%)</td> </tr> <tr> <td>75%以上 85%未満</td> <td>7.5%</td> <td>+3.0%(計10.5%)</td> <td>75%以上 85%未満</td> <td>7.5%</td> <td>+1.6%(計9.1%)</td> </tr> <tr> <td>85%以上</td> <td>8.5%</td> <td>+4.0%(計12.5%)</td> <td>85%以上</td> <td>8.5%</td> <td>+1.9%(計10.4%)</td> </tr> </table> <p>※中心経営体に集積する農地面積の80%以上を集約化(面的集積)する場合。</p> <p>耕地利用高度化推進事業の助成は、農業水利施設整備事業等の総事業費の2%に相当する額の範囲内において、農業水利施設整備事業等の開始年度の翌年度から整備計画に定める目標年度までにおいて行う。</p>					(1)農業水利施設整備事業等と一体的に実施する場合			(2)国営水利事業と一体的に実施する場合			中心経営体集積率	助成割合	集約化加算※	中心経営体集積率	助成割合	集約化加算※	55%以上 65%未満	5.5%	+1.0%(計6.5%)	55%以上 65%未満	5.5%	+1.0%(計6.5%)	65%以上 75%未満	6.5%	+2.0%(計8.5%)	65%以上 75%未満	6.5%	+1.3%(計7.8%)	75%以上 85%未満	7.5%	+3.0%(計10.5%)	75%以上 85%未満	7.5%	+1.6%(計9.1%)	85%以上	8.5%	+4.0%(計12.5%)	85%以上	8.5%	+1.9%(計10.4%)
(1)農業水利施設整備事業等と一体的に実施する場合			(2)国営水利事業と一体的に実施する場合																																						
中心経営体集積率	助成割合	集約化加算※	中心経営体集積率	助成割合	集約化加算※																																				
55%以上 65%未満	5.5%	+1.0%(計6.5%)	55%以上 65%未満	5.5%	+1.0%(計6.5%)																																				
65%以上 75%未満	6.5%	+2.0%(計8.5%)	65%以上 75%未満	6.5%	+1.3%(計7.8%)																																				
75%以上 85%未満	7.5%	+3.0%(計10.5%)	75%以上 85%未満	7.5%	+1.6%(計9.1%)																																				
85%以上	8.5%	+4.0%(計12.5%)	85%以上	8.5%	+1.9%(計10.4%)																																				

補助事業名	水利施設等保全高度化事業(水利施設整備事業(簡易整備型))			
事業主体	団 体 営			
事業内容	水管理の省力化や維持管理の低コスト化に資する簡易な農業水利施設等の整備 1. 農業用排水施設の新設、廃止又は変更 2. 給水栓、ゲート、分水工等の自動化等の管理省力化のための農業用排水施設整備、並びに水管理施設、維持管理施設、安全施設等の農業用排水施設に附帯する施設の整備			
要件	1. 1地区当たりの事業費の合計が200万円以上となること。 2. 1地区当たりの受益者数が農業者2人以上であること。 3. 1地区当たりの受益面積が5ha以上であること。			
実施要綱	水利施設等保全高度化事業実施要綱			
実施要領	水利施設等保全高度化事業実施要領 別紙1			
交付要綱	土地改良事業関係補助金交付要綱			
補助率 交付率	区分	国	県	その他
		50(55)	10(15)	40(30)
	()内の率は5法(離島、山振、半島、過疎、特農)指定地域、豪雪地帯特別措置法で指定された特別豪雪地帯、急傾斜地帯に適用			
適用	事業実施にあたっては、「保全高度化整備計画」及び「水利施設整備計画」を作成			

補助事業名	水利施設等保全高度化事業(実施計画策定事業)			
事業主体	県 営 ・ 団 体 営			
事業内容	<p>① 水利利用調整事業 (1)水利使用の見直し、環境用水等の用水の質的向上の支援 (2)用水の需要調査 (3)試験通水等による協議、操作管理等調整 (4)農業用ダムの洪水調節機能の強化に係る取組効果の検証 (5)小水力発電施設の発電用水の確保等に係る調査・調整</p> <p>② 水利利用高度化推進事業(平成30年度以前に国が事業計画を採択し、既に事業着手している地区に限定) (1)地域用水増進計画の策定 (2)地域用水機能増進支援活動 (3)地域用水機能増進活動 (4)(3)を補完する施設等の改修整備</p> <p>③ 施設計画策定事業 (1)実施計画策定 (2)水管理方法の技術的検討 (3)農業水利施設を対象とする魚道の整備に係る調査研究等 (4)小水力発電施設の導入に向けた検討、調査 (5)その他地域の水管理上必要となる調査・計画等</p> <p>④ 機能保全計画策定事業 農業用排水施設等に関する機能保全計画の策定(機能保全計画の策定に必要な機能診断を含む)</p>			
要件	<p>事業の実施に当たっては、次に定める要件を満たすものとする</p> <p>① 水利利用調整事業 (1)農業用排水施設における維持・保全管理の継続に支障を来すことが懸念される地域であること。 (2)環境用水又は冬季湛水用水を取得する場合にあっては、次に掲げる要件を満たすものであること。 ア 河川管理者や関係機関により構成され、将来にわたり農業用排水施設の維持・保全管理の主体となる協議会が事業実施区域及びその周辺地域内に設置されること。 イ 事業計画区域が田園環境整備マスタープランの環境創造区域若しくは環境配慮区域のいずれかに区分されること。 (3)消流雪用水を取得する場合にあっては、次に掲げる要件を満たすものであること。 ア 河川管理者や関係機関により構成され、将来にわたり農業用排水施設の維持・保全管理の主体となる協議会が事業実施区域及びその周辺地域内に設置されること。 イ 事業で取得する消流雪用水が地方公共団体の除雪計画に位置付けられること。 (4)農業用ダムの洪水調節機能の強化に係る取組効果の検証については、治水協定の締結が完了している水系で実施すること。</p> <p>② 施設計画策定事業 当該事業費が200万円以上であること。</p> <p>③ 機能保全計画策定事業 末端支配面積が10ha以上であること。</p>			
実施要綱	水利施設等保全高度化事業実施要綱			
実施要領	水利施設等保全高度化事業実施要領 別紙1			
交付要綱	土地改良事業関係補助金交付要綱			
補助率 交付率	区分	国	県	その他
	県営・団体営	50(55)	未	未
	<p>・()内の率は5法(離島、山振、半島、過疎、特農)指定地域、豪雪地帯特別措置法で指定された特別豪雪地帯、急傾斜地帯に適用</p> <p>・施設計画策定事業及び機能保全計画策定事業については、定額補助</p>			
適用	事業採択期間は令和7年度まで			

事業名	農業水路等長寿命化・防災減災事業
事業主体	県 営 ・ 団 体 営
事業内容	<p>農業水路等の農業水利施設の機能を将来にわたって安定的に発揮させるため、適時・適切な長寿命化対策や防災減災対策をきめ細やかに実施すると共に、関連するソフト対策を実施する</p> <p>[事業の内容]</p> <p>1 長寿命化対策(ハード)</p> <p>(1) 長寿命化対策(長寿命化対策に資する農業用排水施設等の整備)</p> <p>ア 水利施設整備、イ 機能保全計画策定等、ウ 実施計画策定、エ 水利用調査・調整、オ 耐震性点検・調査</p> <p>2 防災減災対策(ハード)</p> <p>(1) 自然災害対策(自然災害等により被害が発生するおそれのある農業用排水施設等の整備)</p> <p>ア ため池整備、イ 湛水防除、ウ 地盤沈下対策、エ 農業用排水施設整備、オ 土砂崩壊防止、カ 特定農業用管路等特別対策、キ 農業用河川工作物応急対策、ク 施設撤去・廃止、ケ 水質保全対策、コ 利活用保全、サ 機能保全計画策定等、シ 実施計画策定、ス 耐震性点検・調査</p> <p>(2) 危機管理対策(防災安全度の向上を図るために行う管理施設等の整備)</p> <p>ア 危機管理システム等整備</p> <p>(3) ため池防災環境整備(ため池の防災安全度の向上を図るために行う管理施設等の整備)</p> <p>ア 緊急的な防災対策、イ 地域防災上のリスク除去、ウ ハード整備の着手促進</p> <p>(4) 流域治水対策(流域治水対策のために行う農業用排水施設等の整備)</p> <p>ア 農業用排水施設整備、イ 危機管理システム等の整備、ウ 附帯安全施設整備 エ 管理体制強化対策</p> <p>3 ため池の保全・避難対策(ソフト)</p> <p>(1) ため池の保全・避難対策(緊急時の迅速な避難行動や適切な保全管理につなげる対策)</p> <p>ア ハザードマップ作成、イ 監視・管理体制の強化、ウ 減災対策の実施</p> <p>4 施設情報整備・共有化対策(ソフト)</p> <p>(1) 施設情報整備・共有化対策(地理情報システムの情報整備)</p> <p>ア 農業水利施設情報等の地理情報システム化</p>
要件	<p>1 長寿命化・防災減災整備計画を作成すること</p> <p>2 長寿命化対策(1)のアを団体営で実施する場合、又は防災減災対策(1)のア～ケ、(2)のアおよび(3)のア～イを実施する場合には、1に加え、以下のすべての要件を満たすこと</p> <p>(1) 1地区当たりの事業費の合計が200万円以上</p> <p>(2) 1地区当たりの受益農業従事者数が、2者以上(ただし、施設の廃止や撤去を行う場合は除く)</p> <p>(3) 1地区当たりの工事工期が原則3か年以内(ただし、ため池の整備を行う場合は工事工期が原則5か年以内)</p> <p>3 長寿命化対策(1)のアを県営で実施する場合には、1及び2の(2)～(3)に加え、以下の全ての要件を満たすこと</p> <p>(1) 1地区あたりの事業費の合計が1億円以上</p> <p>(2) 受益面積が20ha以上(中山間・離島10ha以上)となること</p> <p>(3) 対象となる施設の受益地が同一の用排水系統の範囲内にあること</p> <p>4 長寿命化対策(1)のイ～オ又は防災減災対策(1)のコ～シ、(3)のウ及びため池の保全・避難対策(1)を実施する場合には、1に加え、事業工期が1か年以内であること</p> <p>5 防災減災事業を実施する場合には、上記1～2及び4に加え、それぞれ以下の要件を満たすこと</p> <p>(1)自然災害対策</p> <p>ア ため池整備</p> <p>① 豪雨による決壊の防止、その他の洪水調節機能の賦与・増進のために必要なため池の改修、附帯施設の整備及び併せ行うしゅんせつ又は農地等の洪水調節機能発揮のための整備の場合、防災重点農業用ため池又は決壊した場合に農用地に被害を与えるため池であること。</p>

② 耐震性向上のためのため池改修を行う場合、大規模な地震等の発生に伴って決壊による被害を生ずるおそれがあるため池等であって、過去に大規模地震が発生したあるいは将来的に発生する恐れの高い地域で行なうものであること。

③ 人命、家屋若しくは公共施設に被害を及ぼす災害の発生するおそれがある場合に早急に整備を要するため池にあつては以下に該当すること。

- i. しゅんせつ工事にあつては、ため池の安全性を損なわないものとし、貯水量に対する堆砂率が10%以上
- ii. ため池の廃止にあつては、災害発生の防止、水管理の合理化等を図ることとし、加えて次の要件にすべて該当すること
 - a. 埋め立てによる土地造成がなされるときは、当該地が公共の用に供されること。ただし、発生土のみで埋め立てる場合は除く
 - b. 廃止に先立ち、廃止後の維持管理を行う者に、常時及び非常時の見回り方法、異常が確認された時の対応方法について確認すること
 - c. 従前に農業用水を貯留する施設として利用されていたものであり、かつほかの用途に使用していないもの

イ 湛水防除

① 耐用年数の経過する以前において立地条件の変化による湛水被害の恐れがある施設の整備の場合、次のいずれかに該当すること。

- i. 排水改良事業実施後、その耐用年数以内に立地条件の変化のため著しく排水不良となった地区であること
- ii. 受益戸数又は受益面積のうち農外が占める割合が20%以上であり、しばしば湛水被害を受ける地域であること
- iii. 地盤沈下により湛水被害が著しい地域であること
- iv. 受益面積と流域面積との比が3倍以上であること

② 排水施設の一元管理を必要とする地域で、湛水被害の発生を防止するための整備の場合、次のすべてに該当すること。

- i. 排水施設整備工事により造成された施設を主たる対象とすること
- ii. 同一水系の排水河川に係る地域であるなど一元管理を必要とすること
- iii. 防災体制を強化し、湛水被害の発生を防止するために行う整備を単独で行なうこと

ウ 地盤沈下対策

① 地盤沈下を防止するために地下水等の採取が規制されている地域において農業用排水施設の整備等を行う場合、地盤沈下に起因して生じた機能低下率がおおむね30%以上であること。ただし、以下のいずれかに該当する場合、この限りでない。

- i. 水源を地下水以外のものに転換するための整備
- ii. 地盤沈下対策として整備された施設において、自然的・社会的状況の変化等による機能低下を防止するための整備

エ 農業用排水施設整備

① 築造後における自然的・社会的状況の変化等により早急に整備が必要とされる施設の場合、頭首工、樋門、用排水機場及び水路において、流域又は河状の変化、土砂崩壊又は施設の脆弱化等により周辺の農用地等に被害を与えるおそれがあること。

② 地震による被害が生じた場合に周辺地域への影響が大きい施設の場合、過去に大規模地震が発生したあるいは将来的に発生する恐れの高い地域で行なうものであること。また、主要道路や避難道路、地域の経済活動や生活機能への影響が大きい施設への影響が大きい重要施設であること。

オ 土砂崩壊防止

① 土砂崩壊の危険が発生した箇所において、農用地及び農業用施設の災害を防止するための整備を実施する場合、頭首工、樋門、用排水機場及び水路において、流域又は河状の変化、土砂崩壊又は施設の脆弱化等により周辺の農用地等に被害を与えるおそれがあること。

カ 特定農業用管路等特別対策

① 石綿等が使用されている農業用管路等の撤去及びこれと一体となって機能を発揮する農業用排水施設の変更を行う場合、変更を必要とする管路の延長に対し、石綿等が使用されている管路の延長が50%以上であること。

キ 農業用河川工作物応急対策

① 農業用河川工作物の整備を行う場合、以下のいずれかに該当すること。

- i. 工作物の構造が不適当又は不十分のため、前後一連の区間と比較してその治水機能が劣っており改善措置を必要とするもの
- ii. 工作物の本来の機能が失われ、前後一連の区間と比較してその治水機能が劣っており、洪水等からの安全を確保するため、工作物等の撤去を必要とするもの

ク 施設撤去・廃止

① アのため池の廃止及びキの農業用河川工作物の撤去を除く用途廃止された農業用排水施設並びに農道の撤去及び廃止を行う場合、以下の全てに該当すること。

- i. 撤去・廃止によって、突発事故等による人命・財産等への影響を軽減できること
- ii. 撤去・廃止によって地区全体の将来的な維持管理コストを縮減できること

コ 利活用保全

① 農業用排水施設の利活用保全のために必要な施設の整備の場合、上記ア～オまでと併せ行うもの又は過去に実施したものを対象とすること。

サ 機能保全計画策定等

① 農業用排水施設に関する機能保全計画又は施設長寿命化計画の策定を行う場合、上記ア～コ及び事業内容(3)ため池防災環境整備 イ 地域防災上のリスク除去を併せて行うこと。

シ 実施計画策定

① 施設の整備に係る地域の諸条件等の調査及び調査計画の策定を行う場合、上記ア～コ及び事業内容(3)ため池防災環境整備 イ 地域防災上のリスク除去を併せて行うこと。

ス 耐震性点検・調査

① 過去に大規模地震が発生したあるいは将来的に発生する恐れの高い地域で農業用排水施設の耐震性調査を実施する場合、上記ア～コ及び事業内容(3)ため池防災環境整備 イ 地域防災上のリスク除去を併せて行うこと。

(3)ため池防災環境整備

ア 緊急的な防災対策

① ため池の防災機能を確保するために必要な、緊急時に対応するための排水ポンプの設置等を実施する場合、対象とするため池は防災重点農業用ため池であること。

イ 地域防災上のリスク除去

- ① ため池の廃止(堤体撤去、貯水池の埋立て、下流水路の整備)を実施する場合、以下のすべてを満たすこと。
- i. 防災重点農業用ため池であって、想定被害額(農外)が500万円以上のもの
 - ii. 廃止に伴い水路等の施設整備を伴うもの
 - iii. 埋め立てによる廃止の場合は、開削(付帯施設の整備等を含む。)によるものより経済的であって、かつ、造成される土地が公共の用に供されるものであること。ただし、発生土のみで埋め立てる場合は除く
 - iv. 事業実施に先立ち、廃止後の維持管理を行う者(ため池所有者又は管理者等)と常時及び非常時の見回り方法、異常が確認された時の対応方法について確認していること
 - v. 従前に農業用水を貯留する施設として利用されていたものであり、かつほかの用途に使用していないもの

(4)流域治水対策

ア 農業用排水施設整備

① 流域治水対策のための農業用排水施設の新設、変更を行う場合、流域治水プロジェクト等に位置づけられた施設又はこの施設と一体的に効用を発揮する施設であること。

イ 危機管理システム等整備

① 流域治水対策のための水位計等の観測設備の設置、遠隔監視システム等の新設、変更を行う場合、流域治水プロジェクト等に位置づけられた施設の機能発揮に必要な施設であること。

ウ 附帯安全施設整備

① 流域治水対策のための防護柵、避雷針等の附帯施設の新設、変更を行う場合、流域治水プロジェクト等に位置づけられた施設の操作に必要な附帯施設であること。

	工 管理体制強化対策点検・調査 ① 流域治水対策のための施設の操作規定や操作マニュアルの策定又は豪雨による流入予測等の調査、上記アからウまでに係る調査及び実施計画の策定を行う場合、上記アからウと併せて行うこと。			
実施要綱	農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱			
実施要領	農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要領			
交付要綱	農業水路等長寿命化・防災減災事業交付要綱			
補助率	区 分	国	県	その他
	水利施設整備（県営）	50(55)	27.5	22.5(17.5)
	（団体営）	50(55)	10(15)	40(30)
	ため池整備（県営）	50(55)[60]	未	未
	（団体営）	50(55)[60]	25[28]	25(20)[12]
	湛水防除 地盤沈下対策 特定農業用管水路等特別対策 農業用河川工作物応急対策(県・市町村)	50(55)	未	未
	施設撤去・廃止 水質保全対策 利活用保全			
	農業用排水施設等整備 土砂崩壊防止 農業用河川工作物応急対策(団体)	50(55)[60]	未	未
	危機管理システム等整備	50(55)	未	未
	緊急的な防災対策 地域防災上のリスク除去 ハード整備の着手促進	100	-	-
	農業用排水施設整備 危機管理システム等整備 附帯安全施設整備	50(55)	未	未
	管理体制強化対策	100	-	-
	ハザードマップ作成 監視・管理体制の強化 減災対策の実施	100	-	-
	施設情報整備・共有化対策	50	未	未
	機能保全計画策定 実施計画策定 耐震性点検・調査(県営・団体営)	100	-	-
	<ul style="list-style-type: none"> ・()内の率は、5法(離島、山振、半島、過疎、特農)指定地域、豪雪地帯特別措置法で指定された特別豪雪地帯、急傾斜地帯に適用 ・[]内の率は、離島に適用 ・緊急的な防災対策、ハザードマップ作成、監視・管理体制の強化、減災対策の実施は令和12年度まで定額 ・上限額は下記のとおり <ol style="list-style-type: none"> 1. 機能保全計画策定等、実施計画策定、水利利用調査・調整、耐震性点検・調査は1地区あたり1000万円 (ただし、耐震性点検・調査を行うものにおいて、ため池の場合、上限は3000万円) 2. 地域防災上のリスク除去は1箇所当たり、堤高5m未満で1000(3000)万円、堤高5m以上10m未満で2000(4000)万円、堤高10m以上で3000(6000)万円 ※()内は、地方農政局等が特に必要と認めた場合(例:仮設道路に多額の費用を要する場合等) 3. 管理体制強化対策は1地区あたり1000万円 4. ハード整備の着手促進、監視・管理体制の強化は1地区あたり500万円 			
適用				

補助事業名	土地改良施設維持管理適正化事業			
事業主体	当該施設の管理主体			
事業内容	<p>(1) 土地改良区等による土地改良施設整備補修のための適正化資金(土地改良施設維持管理適正化資金)を利用して土地改良施設の定期的な整備補修(土地改良施設の効率的な運用を図るための一部更新を含む)を行う。</p> <p>(2) 適正化資金を利用して、予測し得ない事故等の発生等の理由により緊急に実施する必要があると認められる施設整備補修を行う。</p> <p>(3) 適正化資金を利用して、水田地域において高収益作物を導入し、産地形成を行うために必要な土地改良施設の改善を図るため、県知事の承認を受けた土地改良施設改善計画に基づき、高収益作物の導入推進に資する土地改良施設の整備補修を行う。</p> <p>(4) 適正化資金を利用して、農業水利施設への転落事故の防止を図るため、県知事の承認を受けた安全管理施設整備計画に基づき安全管理施設の整備補修を行う。</p> <p>(5) 土地改良区等による農村地域防災・減災、施設管理の省エネルギー化、再生可能エネルギー利用及び省力化のために、適正化資金及び全国連合会が借り入れて管理運営する財政融資資金からの交付金を利用して、施設整備を行う。</p> <p>(6) 土地改良施設維持管理適正化資金は全国土地改良事業団体連合会が管理運営し、都道府県土地改良事業団体連合会からの拠出金(土地改良区等からの拠出金と地方公共団体の補助金)及び国の補助金をもってその財源とする。</p> <p>(7) 拠出を希望する土地改良区(土地改良区連合を含む)は、地区面積がおおむね300ha以上、市町村等の行政区分の単位又は職員(当該土地改良区の規約等により置くこととされている職員に限る)1名以上の土地改良区(合併等により、これらの要件を満たすことが見込まれる土地改良区を含む。)とする。ただし、(3)の事業は除く。</p>			
採択要件	<p>1. 土地改良区体制強化事業で行う土地改良施設の診断・管理指導の結果又は国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業実施要綱等に従って策定する機能保全計画(国又は国庫補助金等を受けて都道府県等が策定したものに限る)において必要と認められる農業水利施設(ダム、頭首工、揚・排水機場、樋・水門、ため池、水路等)の整備補修であること。ただし、(3)、(4)の事業は除く。</p> <p>2. 団体営規模以上の事業により造成された施設であること。</p> <p>3. 1地区当たりの事業費が2,000千円以上。ただし、(4)及び(5)の事業は1,000千円以上((2)の緊急整備補修を除く)。</p> <p>4. (1)の事業にあつては、概ね5年間単位に行われる施設の整備補修であつて毎年経常的に行うべきものを除く。なお、土地改良施設の一部更新を実施する場合は、当該一部更新を実施することにより、当分の間、当該施設を全面的に改修しなくとも、施設機能を保持できることが確実であると見込まれる場合に限る。</p> <p>1)水門扉の整備補修 2)原動機、ポンプのオーバーホール 3)電気設備の精密整備 4)門扉等の塗装 5)用排水路における小規模な補修、しゅんせつ 6)観測用設備の改善 7)通報用設備の改善 8)流木処理用施設の改善 9)用排水機場におけるポンプ、動力機器の一部更新 10)上記1)～9)以外の対象施設の整備、補修等</p> <p>5. (2)の事業にあつては、次のいずれかの事由が生じていること。</p> <p>1)予測し得ない事故等の発生 2)施設管理体制の著しい低下</p> <p>6. (3)の事業にあつては、別紙1、(4)の事業にあつては、別紙2、(5)の事業にあつては、別紙3のとおり</p>			
実施要綱	土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱			
実施要領	土地改良施設維持管理適正化事業実施要領 施設改善対策事業実施要領 ((3)の事業) 安全管理施設整備対策事業実施要領 ((4)の事業)			
交付要綱	土地改良事業関係補助金交付要綱			
補助率	区分	国	県	その他
	(1)～(4)の事業	30	30	40
	(5)の事業	50	20	30
適用				

補助事業名	土地改良施設維持管理適正化事業
事業主体	当該施設の管理主体
採択要件	<p>土地改良施設改善計画は、以下の要件のすべてに該当すること。</p> <p><承認の要件></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 受益地において、高収益作物が作付けされていること。 2) 受益地における高収益作物の作付面積の目標値が設定されており、その目標値が都道府県、市町村、農業協同組合等の高収益作物の推進計画と整合していること。 3) 受益地における高収益作物への転換を進めるための取組を支援する体制や高収益作物の導入推進を指導する体制が確立していること。 4) 農業水利施設の老朽化等により、高収益作物の導入推進に支障が生じており、事業実施により、施設管理の適正化及び合理化が図られ、高収益作物の導入推進に資することが明らかであること。 <p><対象工事等></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 掘削期間は、3年間とする。 2) 対象は、以下の施設整備補修とする。 <ol style="list-style-type: none"> ① 揚水機場(ポンプ設備のオーバーホール、インバータ化等の整備補修) ② 水路(水路の浚渫、漏水防止、部分的なパイプライン化等の整備補修、分水施設、合流施設及び調整施設の自動化・電動化等の整備補修) ③ 水管理制御設備(水管理制御設備の高度化等の整備補修) ④ その他特に必要と認められる用排水施設の整備補修 3) 2)の対象工事のうち、管理省力化のためのポンプ設備のインバータ化、水路の部分的なパイプライン化、分水施設、合流施設及び調整施設の自動化・電動化並びに水管理制御設備の高度化は、事業実施により受益地における作付面積に占める高収益作物の作付面積割合が5%以上増加する場合に限る。

補助事業名	土地改良施設維持管理適正化事業
事業主体	当該施設の管理主体
採択要件	<p>安全管理施設整備計画は、以下の要件のすべてに該当すること。</p> <p><承認の要件></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 農業水利施設において転落事故が発生する又は事故が発生するおそれがあるなど、転落事故の防止対策を図る必要性が生じていること。 2) 安全管理施設整備計画に基づき、安全管理施設の整備補修を図ることにより、農業水利施設への転落事故の防止が図られることが明らかであると認められること。 3) 安全管理施設整備計画について、関係市町村、学校等との調整が図られていること。 4) (2)の緊急整備補修の基準は、安全管理施設整備対策事業にあつては、上記1)～3)に加え、次の事由が生じていることとする。 <ol style="list-style-type: none"> ① 転落事故が発生するおそれが特に高いこと。 ② 関係市町村、学校等との調整の中で、喫緊に転落事故の防止対策が必要であること。 <p><対象工事等></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 拠出期間は、3年間とする。 2) 対象は、以下の施設整備補修とする。 <ol style="list-style-type: none"> ① 開水路及び水路諸施設周辺への立入り並びに危険区域への立入りを防止するためのフェンス、ハンドレール、通行止め門扉等の整備補修。 ② 車両等の転落防止のための防護柵、フェンス、ハンドレール等の整備補修。 ③ 農業水利施設への転落事故の防止を図るための蓋の整備補修。 ④ その他農業水利施設への転落事故の防止を図るための安全管理施設の整備補修。

補助事業名	土地改良施設維持管理適正化事業
事業主体	当該施設の管理主体
採択要件	<p>防災減災機能強化事業は、以下の要件のすべてに該当すること。</p> <p><承認の要件></p> <p>1) 農村地域の防災・減災、施設管理の省エネルギー化・再生可能エネルギー利用及び省力化のための施設整備であって、次のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 防災重点農業用ため池、用排水施設等の機能保持又は向上を図ることで、豪雨や地震による農地・農業水利施設や集落、市街地等の被害防止・軽減に資するもの。 ② 用排水機場における省エネルギー技術の導入や部品・機器の交換又は更新、再生可能エネルギー発電施設の整備により、施設管理に係る電力又は燃料の使用抑制に資するもの。 ③ 用排水機場、水門等の管理にICTを導入すること等により、施設管理に係る労力の節減に資するもの。 <p><対象工事等></p> <p>1) 拠出期間は、5年間とする。</p> <p>2) 対象は、以下の施設整備補修とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 防災重点農業用ため池、治水協定ダム及び農地防災ダムの施設整備。 ② 排水施設。 ③ 用水施設。 ④ 用排水機場のエネルギー効率を高めるためのポンプ、原動機等の部品・機器の交換又は更新。 ⑤ 小水力、太陽光等の再生可能エネルギーによる発電・充電・給電設備の整備。 ⑥ 施設の遠隔監視・制御のためのICT機器や水管理システムの整備、操作・運転の自動化・電動化設備の整備。